

消防庁 告示第十九号

容器弁の点検に関して法が改正(告示化)されました

平成21年3月31日付 消防予第132号により、ガス系消火設備の天譴要領の一部が改正され、容器弁の耐圧性能や機密性等の安全性に係わる点検方法が変わりました。ですが、これら安全性に係わる点検の実施率が極めて低い事を踏まえてこの度、点検の実効性の向上を図るべく、これらガス系消火設備の容器弁の安全性に係わる点検基準について告示化が行われました。

主な改正点

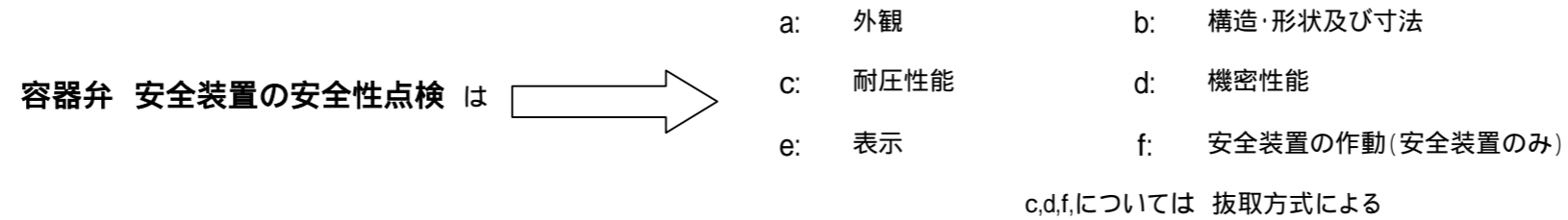
- 1 安全性に係わる点検項目 点検期限 が新たに規定されました
- 2 所要の経過措置が設けられました
- 3 点検票について規定の整備が行われました



1 安全性に係わる点検項目 点検期限 が新たに規定されました

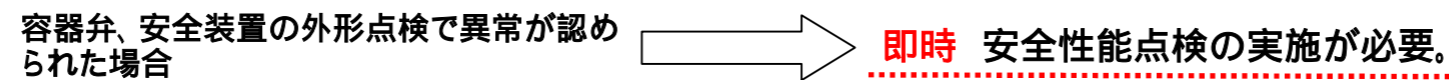
点検項目 高圧ポンベの容器弁、安全装置について 安全性 という点検項目が規定されました

- | | | | |
|---|-----|---|---|
| 1 | 外形 | : | 容器弁の封板等に変形、損傷、著しい腐食 がないこと。 |
| 2 | 安全性 | : | 容器弁、安全装置の外形の点検に於いて、容器弁に異常が認められた場合、速やかに実施。
その他のものは、所定の期限内に実施。 |



点検期限 消火薬剤貯蔵容器として使用される高圧ポンベの容器弁、安全装置の安全性の点検期限が改正されました。

- | | |
|---|--|
| 1 | 二酸化炭素消火設備のポンベは設置後若しくは点検実施後 25年 を経過する日までに安全性点検実施が必要。 |
| 2 | 二酸化炭素消火設備以外のポンベは設置後若しくは点検実施後 30年 を経過する日までに安全性点検実施が必要。 |





2 所要の経過措置が設けられました

二酸化炭素消火設備

- 1 二酸化炭素消火設備のポンベの内、昭和52年3月31日以前に設置されたものは 平成28年3月31日までに 安全性点検の実施が必要。
- 2 二酸化炭素消火設備のポンベの内、昭和52年4月1日から平成5年3月31日までの間に設置されたものは、平成30年3月31日までに 安全性点検の実施が必要。
- 3 二酸化炭素消火設備のポンベの内、平成5年4月1日から平成25年11月25日までの間に設置されたものは、設置された日から起算して25年を経過するまでに 安全性点検の実施が必要。



二酸化炭素以外の消火設備

- 1 二酸化炭素消火設備以外のポンペの内、昭和63年3月31日以前に設置されたものは 平成30年3月31日までに 安全性点検の実施が必要。
- 2 二酸化炭素消火設備以外のポンペの内、昭和63年4月1日から平成25年11月25日までの間に設置されたものは、設置された日から起算して30年を経過するまでに、安全性点検の実施が必要。

3 経過措置としては

- 点検基準 点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件において、点検票の改正がありましたが、平成26年5月31日までは、使用可能です。
- 罰則 点検基準に定められた期限までに容器弁の安全性点検が実施されない場合は、消防法第17条の3の3に定める消防用設備等の点検実施義務違反や消防法第17条の4第1項に定める消防用設備等の維持命令違反に係わる **罰則の適用対象**となります。



今回の改正について

以前の改正(平成21年3月)では、対象機器は定められていましたが、今回の改正により設置が古い設備については、期限が設けられました。設備によってはあと**2年**の余裕しかないものや、**4年**となるものなど 様々です。

劣化や各部の腐食などによる誤放出を防ぐため、あるいは設備老朽化のため、火災時に不作動となる重大事故を防止し、皆様と利用されるお客様の安全を確保するため、設置後15年を経過した容器弁などは、計画的に**点検**若しくは**更新**をご検討ください。

